

令和8年3月

東北防衛局

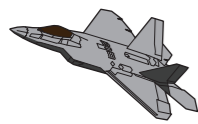
お 知 ら せ

東北防衛局では、三沢飛行場に係る第一種区域等の見直しを進めているところ、この度、関係自治体への説明等の所要の手続きを了したことから、令和8年3月16日に新たな第一種区域等の指定等に係る告示を官報に掲載しました。

今般の第一種区域等の見直しにより、新たな第一種区域内において令和9年10月1日までに建築された住宅を全て防音工事の対象とするとともに、区域によって工法は異なりますが、家屋全体を防音工事の対象とする外郭防音工事で実施することとしております。

また、現在、防音工事等の対象となっている住宅が対象外となる場合には、経過措置として、令和9年9月30日までに希望されれば、従来と同じ内容の防音工事等を実施することとしております。

そして、三沢飛行場周辺にお住まいの住民の皆様への周知を図るため、「東北防衛局コールセンター」を設置するとともに、別添のパンフレット（住宅防音工事及び移転対象区域のご案内）を近日配付し、当局ホームページにも「よくある質問」及び「希望届・パンフレット」等を掲載・周知していくこととしております。



「第一種区域」等の見直しにおける取組



指定再告示方式

- 今般の第一種区域等の見直しに当たっては、現行の**第一種区域等をすべて解除し、新たな第一種区域等を指定する「指定再告示方式」**を採用します。
- 指定再告示方式により、**新たな区域内に所在し、令和9年10月1日までに建築された住宅のすべてが住宅防音工事の対象**となります。

※「移転措置」も同様の取扱いです。
 ※今般の区域見直しに併せて、旧法(防衛施設周辺の整備等に関する法律)により指定された、「みなし第二種区域及びみなし第三種区域」についても解除します。

経過措置

- 現行の第一種区域等の解除に当たっては、**経過措置として、約1年6ヶ月の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を令和9年9月30日まで受け付け**ます。
- この期間中に希望届を受け付けた住宅については、**現行の第一種区域が解除された後も 現行の工事内容で防音工事を実施**します。

※「移転措置」も同様の取扱いです。

外郭防音工事

- 現在、三沢飛行場周辺においては、騒音の著しい85W以上の区域において、**外郭防音工事を実施**しているところです。
- 今般の第一種区域の見直し後においては、**新たな区域内に所在し、令和9年10月1日までに建築された住宅のすべてに対して、外郭防音工事(新工法)で実施**します。

※外郭防音工事とは居住人数に関わらず、住宅の家屋全体を対象に防音工事を行う工事のことです。

「NHK放送受信事業」の助成対象区域が変わります

- 1 / 防衛省では、自衛隊や米軍が使用する飛行場等のうちジェット航空機の離着陸等が頻繁に実施されるものの周辺地域において、NHK放送の受信契約者に対し、放送受信料(地上放送分)の半額相当を補助金として交付しております。
- 2 / これまで東北防衛局ホームページでご案内していた通り、三沢飛行場におけるNHK放送受信事業の助成対象区域については、第一種区域の見直しに併せて、現行の区域をすべて解除(廃止)し、新たな第一種区域(住宅防音工事対象区域)と同じ区域に見直しすることとしています。(適用日:令和9年10月1日)
- 3 / 新たな区域に所在し、新たな区域の適用日において、住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結している方は、NHK放送受信事業の助成対象となりますので、東北防衛局コールセンターへお問い合わせください。(新たな区域の適用日以降に新たな区域に転入された放送受信事業契約者及び新たな区域に所在し、住宅防音工事を実施した場合は対象外となります。)
- 4 / また、現在、NHK放送受信事業の助成を受けている世帯で、適用日時点で新たな第一種区域外となる世帯については、適用日以降の支払いから、NHK放送受信事業の助成を終了させていただきますので、お知らせいたします。

※1 今回の見直しに伴い、防衛省から金銭等の要求を行うことはございませんので、還付金詐欺等にご注意ください。
 ※2 現在の放送受信事業の助成対象区域及び新たな第一種区域(住宅防音工事区域)については、東北防衛局ホームページをご覧ください。

〈お問い合わせ先〉東北防衛局コールセンター

受付時間 / 9:00~18:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

TEL / **0570-000-585**

ホームページは
こちら ▶



通話料は発信者の方のご負担となりますのでご了承ください(契約している電話機の通信プランにより通話料は異なります)

東北防衛局からのお知らせ



三沢飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて

CHECK

中面の対象区域参考図をご覧ください。住宅防音工事又は移転措置を希望される方は、別紙をご覧ください。旧区域該当の方は特にご留意ください。

三沢飛行場周辺における航空機等の騒音の軽減は重要な課題であり、真に騒音の被害を受けている方々に対して実効的な施策を講ずるべく、見直しを進めています。

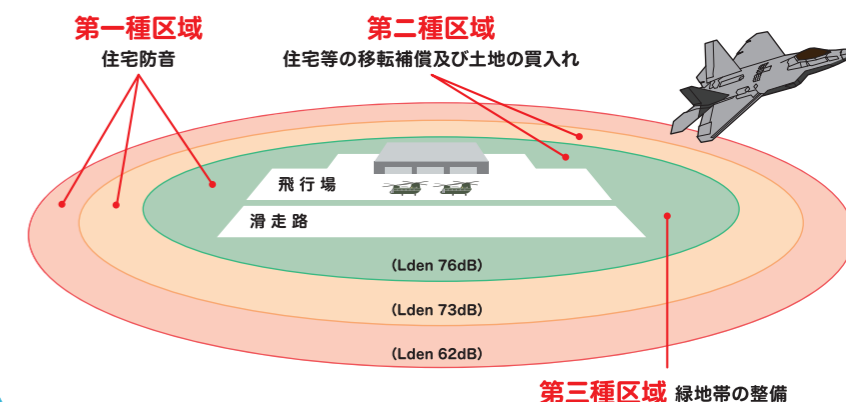
三沢飛行場周辺では、平成11年3月の最終指定告示以降、航空自衛隊F-35Aの配備開始(平成30年)、配備機種を更新や外来機の飛来等により、騒音状況が変化しました。**第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために** 必要な騒音調査を実施し、騒音状況を反映した騒音コンターを作成しました。

上記の騒音コンターを基に、対象区域の見直しを行い、**現行の第一種区域等を解除及び新たな第一種区域等を指定する告示を行いました。現行区域の解除及び新たな区域の指定は告示から約1年6ヶ月の経過措置期間をもって令和9年10月1日より適用される予定です。**

東北防衛局では、住宅防音工事及び移転措置に係る**希望届の受付を開始**しています。

※騒音コンターとは、天気図の気圧線(等圧線)や地形図の標高線(等高線)などのように、同じ騒音レベルの点を結んだ曲線で、第一種区域等の指定の基になるものです。

住宅防音及び移転補償等の対象区域概念図



お断り

このパンフレットは、住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて知っていただくため、三沢飛行場周辺に配布しているものですが、**配布を受けた全ての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。**

悪質業者への注意

一部工事請負業者による悪質(強引、巧妙)な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。

三沢飛行場周辺における住宅防音工事及び移転措置対象区域参考図

旧 第一種区域

経過措置

今回解除する第一種区域において、平成11年3月30日までに建築された住宅を対象として、令和9年9月30日までに希望された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事及び機能復旧工事の助成を行います。

旧 第二種区域

経過措置

今回解除する第二種区域において、平成11年3月30日までに建築された建物等を対象として、令和9年9月30日までに希望された方に対し、移転措置を行います。

新 第一種区域

今回新たに指定した第一種区域において、令和9年10月1日までに建築された住宅を対象として、住宅防音工事の助成を行います。

今般の第一種区域の見直し後においては、新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建築された住宅のすべてに対して、外郭防音工事(新工法)で実施します。

新 第二種区域

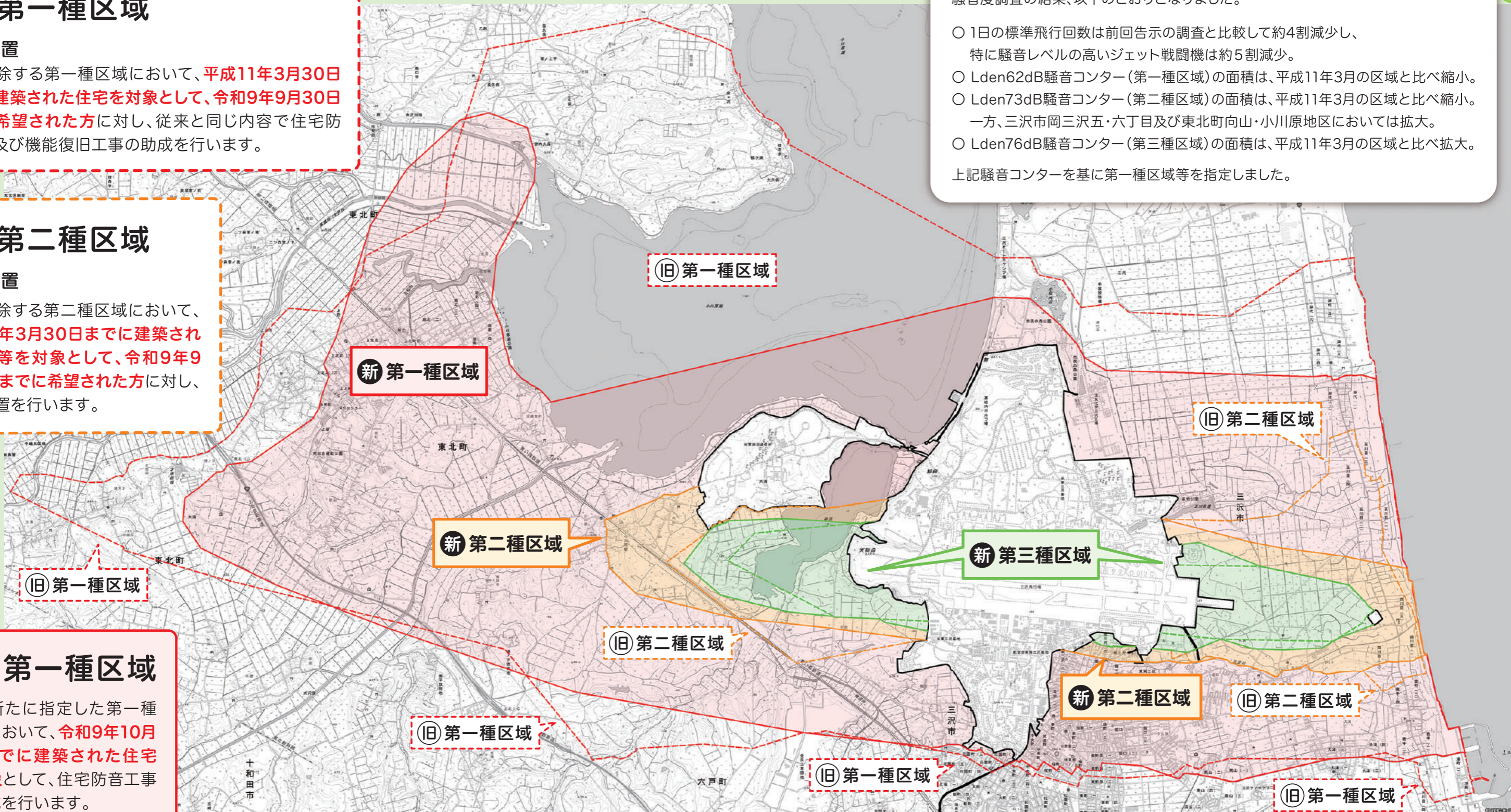
今回新たに指定した第二種区域において、令和9年10月1日までに建築された建物等を対象として、移転措置を行います。

新 第三種区域

今回新たに指定した第三種区域において、令和9年10月1日までに建築された建物等を対象として、移転措置を行います。なお、山林及び田畑等の買入れも可能です。

騒音度調査の結果、以下のとおりとなりました。

- 1日の標準飛行回数は前回告示の調査と比較して約4割減少し、特に騒音レベルの高いジェット戦闘機は約5割減少。
 - Lden62dB騒音コンター(第一種区域)の面積は、平成11年3月の区域と比べ縮小。
 - Lden73dB騒音コンター(第二種区域)の面積は、平成11年3月の区域と比べ縮小。一方、三沢市岡三沢五・六丁目及び東北町向山・小川原地区においては拡大。
 - Lden76dB騒音コンター(第三種区域)の面積は、平成11年3月の区域と比べ拡大。
- 上記騒音コンターを基に第一種区域等を指定しました。



※地理院地図Vector(国土地理院)を加工して作成



詳細については、三沢防衛事務所に備え付けの縦覧図(対象区域図)により御確認いただくか、東北防衛局コールセンターへお問合せください。

住宅防音工事について

東北防衛局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、飛行場等周辺の第一種区域を対象に、皆様のご希望に応じて、お住まいの住宅に対して防音工事の助成を行っております。

対象となる住宅

第一種区域に所在する住宅のうち、決められた期日までに建てられた住宅が対象となります。

新第一種区域・・・令和9年10月1日までに建てられた住宅が対象

旧第一種区域・・・平成11年3月30日までに建てられた住宅が対象

新・旧第一種区域については「東北防衛局からのお知らせ 三沢飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて」をご確認ください。希望届をお出しいただく前に登記事項証明書等で建設時期をご確認ください。

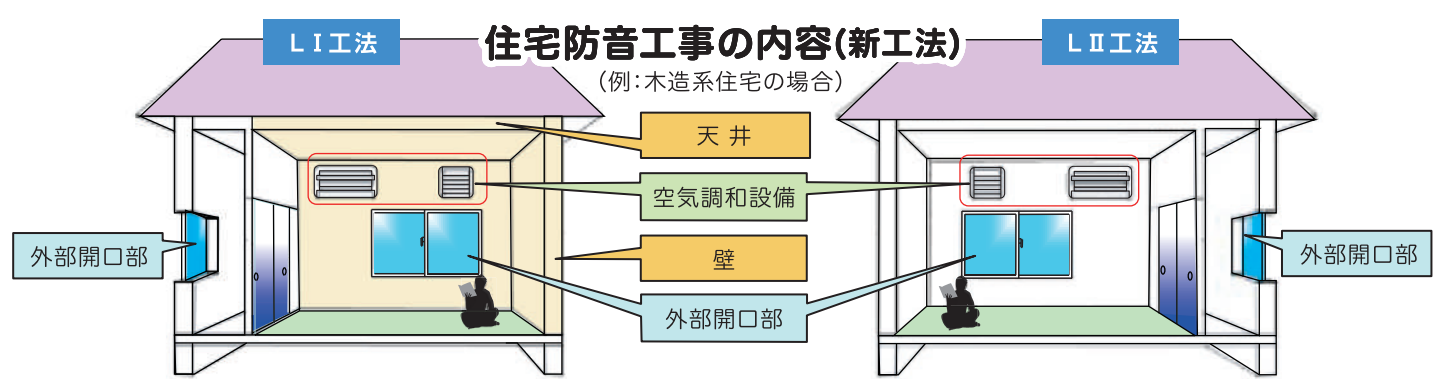
住宅防音工事を希望される方は希望届をご提出ください

住宅防音工事希望届は東北防衛局のホームページに掲載している他、三沢防衛事務所及び市町村役場等にも備え置いてあります。

所要事項を記入の上、東北防衛局又は三沢防衛事務所へ持参、郵送又は電子メールにてご提出ください。(宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。) ご不明な点は東北防衛局コールセンターにお問い合わせください。



住宅防音工事希望届についてはこちら



| 区分 | L I 工法 | L II 工法 |
|--------|-------------------|---|
| 施工対象区域 | Lden6.6dB以上の第一種区域 | Lden6.2以上Lden6.6dB未満の第一種区域 |
| 計画防音量 | 26dB以上 | 19dB以上 |
| 工事内容 | 屋根 | 既存のまま |
| | 天井 | 既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造 |
| | 壁 | 既存壁を撤去し、防音壁に改造 |
| | 外部開口部 | 防音サッシ(L I 工法用)の取付 |
| | 内部開口部 | 原則として既存のまま。ただし、障子等についてはガラス戸等に交換 |
| | 床 | 原則として既存のまま |
| | 空気調和設備 | 換気装置及び冷暖房機等の設置 (換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、原則として、L I 工法の場合最大4台まで、L II 工法の場合最大2台まで。 ただし、既存に設置されていれば対象外) |
| その他 | 防音工事に伴う必要な工事 | |

※記載の住宅防音工事の内容は新工法になります。現行工法についてはホームページ等をご参照ください。

悪質業者への注意

- 一部工事請負業者による悪質(強引、巧妙)な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。
- 国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。
- また、工事請負業者との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。



住宅防音工事の詳細についてはこちら

移転措置事業について

東北防衛局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、飛行場等周辺の第二種区域を対象に、皆様のご希望に応じて、建物等(建物、立木竹、その他土地に定着する物件)の移転又は除却の補償及び土地の買入れ(これらを「移転措置」といいます。)を行っております。

対象となる建物等

第二種区域に所在する建物等のうち、決められた期日までに建てられた建物等が対象となります。

新第二種区域・・・令和9年10月1日までに建てられた建物等が対象

旧第二種区域・・・平成11年3月30日までに建てられた建物等が対象

新・旧第二種区域については「東北防衛局からのお知らせ 三沢飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて」をご確認ください。希望届をお出しいただく前に登記事項証明書等で建設時期や土地の所有権等をご確認ください。

移転を希望される方は まず東北防衛局コールセンターにお問い合わせください



移転補償等希望届についてはこちら

移転補償等の対象となる場合、「移転補償等希望届」をご提出いただけます。

「移転補償等希望届」は東北防衛局のホームページに掲載している他、三沢防衛事務所及び市町村役場等にも備え置いてあります。

所要事項を記入の上、東北防衛局又は三沢防衛事務所へ持参、郵送又は電子メールにてご提出ください。

(1) 建物等の移転補償について

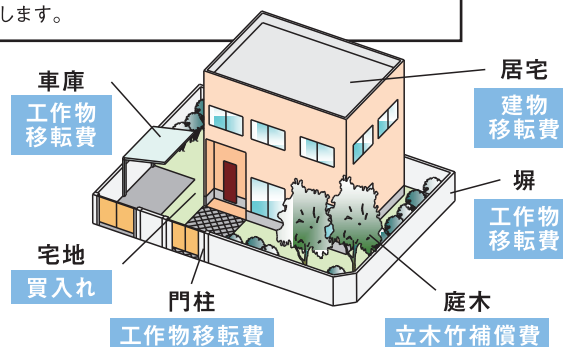
第二種区域の指定のときにその区域内に所在する建物(建替建物及び増築建物(※1)を含みます。)等が補償の対象となり、補償の内容は以下のとおりです。

| 区分 | 補償の内容 | |
|---------|--------|--|
| 建物 | 建物移転費 | 居宅、附属家、事務所等の移転費を補償します。 |
| 立木竹(※2) | 立木竹補償費 | 庭木等の移植費又は伐採補償費を補償します。 |
| 工作物(※2) | 工作物移転費 | 門柱、塀、車庫等の移転費を補償します。 |
| 動産 | 動産移転費 | 屋内動産(家具、衣類等)、一般動産(自転車、農機具等)の運搬費を補償します。 また、補償の対象となる建物に借家人等が居住するときは、借家人等に対しても動産移転費を補償します。 |
| その他 | 移転雑費等 | 移転雑費(法令上の諸手続経費、就業不能補償、先地選定費、移転通知費等)や移転期間中に営業を休止する場合の損失額等を補償します。 |

※1 建替建物については、老朽化等により建て替えられた建物であって、第二種区域の指定のときにその区域内に所在している建物の建て替え前後において、所有者及び用途がそれぞれ同一であるものに限りま。

また、増築建物については、経年の生活様式の変化により増築された建物であって、第二種区域の指定のときにその区域内に所在している建物と用途上不可分の関係にあるもの(例えば、子供の成長に伴い増築された子供部屋など)に限りま。

※2 第三種区域を除く第二種区域における立木竹及び工作物については、建物と一体として利用されているものに限りま。



(2) 土地の買入れについて

| 区域 | 区分 | 買入れの対象 |
|---------------------|----------|--|
| 第三種区域 | | 全ての土地 |
| 第二種区域 (第三種区域を除く) | 宅地 | 第二種区域の指定のとき、宅地である土地 |
| | 附帯農地(※)等 | 建物等の移転補償を受けた者が、建物等の移転に伴い、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地 |



移転措置事業の詳細についてはこちら

※従来、自宅から通農していたが、自宅の移転により通農することが著しく困難となる農地をいいます。